

できる。できない。じゃない！実行委員会 会則

(名称)

第1条 本会は、「できる。できない。じゃない！実行委員会」と称する。

(目的)

第2条 本会は杉並区の障がい者施設を利用する子供達を中心に、障がい者福祉支援を行う人々や家族、また携わる人々のコミュニケーションや交流を深めることを目的とする。

(活動内容)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 障がい者、障がい者に携わる方々、区民ともに集える場所作りをする事業
- (2) 様々な福祉施設との交流会を企画し、家族を含めた参加型のワークショップを実施する事業
- (3) 活動を通して、遊び、楽しみ、学びあう表現活動の情報を共有し公開する事業
- (4) 開催においては福祉関係団体やアート系団体など、多くの関係団体との連携を進め、成果やノウハウを共有化する事業
- (5) そのための展示会を開催する事業
- (6) その他目的達成に必要と認められる事業

(役員を選任と運営)

第4条 この会は代表者（実行委員長）一名、副実行委員長一名、監査一名、会計一名、含め5人以上の営者を置き、役員は会員の互選により定める。実行委員は毎月一回会議を開き、企画などについて協議する。

(役員職務)

第5条 実行委員長は、委員会を代表し、会務を総括するとともに、会議の進行を司る。

- 2 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、実行委員会の会計を担当する。
- 4 監査は、実行委員会の監査を担当する

(役員任期)

第6条 役員任期は、選任の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 会議は実行委員長が招集し、実行委員長が議長となる。

- 2 議事の決定は、出席総数の過半数の賛成をもって行う。
- 3 実行委員長は、必要と認めるときは、市職員等実行委員以外の者を会議に出席させ、説明や意見を求めることができる。

(総会)

第8条 実行委員会は年に一回、総会を開催する。

(会計年度)

第9条 実行委員会の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日までとする。

(附則)

この会則は令和元年7月1日から施行する。